

# ふるさとファイル

展示コーナーだより  
第 18 号  
平成 16 年 8 月  
生涯学習課文化財係



## 銃後の生活

～大正期の村と軍隊～

● 展示期間 8 月 17 日(火)～9 月 30 日(木)

明治 43(1910)年、陸軍省の指導のもと、在郷軍人の全国組織として、帝国在郷軍人会が創立され、市域でもさっそく帝国在郷軍人会の分会が組織されました。

この団体は日露戦争時の経験をふまえ、戦時の動員に備えるため、明治の終わりにつくられ、大正期を通じて地域に定着していきました。

市域に伝わる、在郷軍人会に関する資料をご紹介します。



### 徴兵制度

明治 6(1873)年、国民の兵役義務を定めた徴兵令が制定されました。これは満 20 歳で徴兵検査を受け、合格者の中から抽選で 3 年間の常備兵役、現役終了後 4 年間は後備兵役として戦時召集に応じさせる制度で、事務は各村で行われました。

制定当初は兵役免除条項も多く、官庁勤務者、陸海軍学校・官公立学校生徒、戸主・相続人、及び父兄にかわり家を治める者、徴兵在役中の兄弟がいる者、罪科のある者、代人料 270 円を納めた者などが免除の対象となりました。



今里地区に伝わる徴兵関係帳簿(今里区有文書)



### 広まる軍事援護 ～尚武会の成立～

日清戦争前後、軍隊・軍人の優遇と将来兵役につく者に対する普及啓発を目的とする尚武会が各地につくられ始め、村で行われるさまざまな軍事援護活動の中心的役割を担っていました。

乙訓郡では、明治 31(1898)年ごろに乙訓郡尚武会が発足し、その活動は、兵員入退営時の祝宴や送迎、餞別金と慰労金の贈与、また、軍隊宿泊の世話にあたるなど、さまざまでした。



年未詳、乙訓郡尚武会乙訓村支会規則

(部分、個人蔵)

援護の対象は出征兵士の家族にまで及び、兵士の家族を慰問したり、家族内で死者が出た場合は香典を贈り、支会長(=村長)が会葬する、としています。



## 帝国在郷軍人会の成立

日露戦争前後から予備役・後備役の将校、准士官、下士官兵など  
在郷の軍人で構成される団体がつくられ始めます。

明治 43(1910)年、陸軍省の指導のもと、全国組織として帝国在郷軍人会が創立され、各連隊区司令部所在地に支部、市や郡単位に連合分会、各町村に分会が置かれ、師団司令部、連隊区司令部がその指導にあたりました。事業として講演会、機関誌の発行、軍事知識の普及、軍人遺族・戦傷病者の救護などがあり、昭和 20 年に解散されるまで戦時下の国民統合と動員に大きな役割を演じました。



## 分会の主な活動 ~乙訓村分会の場合~

町村ごとに置かれた分会では、具体的にどのような活動が行われていたのでしょうか。

乙訓村では帝国在郷軍人会が創立された同じ年に乙訓村分会が発足し、乙訓村役場内に事務所が置かれています。

分会の主な事業として、

- ・在郷軍人の転出入の把握
- ・遥拝式及び招魂祭の執行
- ・軍事懇話会の開催
- ・簡閲点呼及び入営者の予習教育
- ・入除隊兵の送迎、現役兵の慰問
- ・在営兵卒の家族
- ・会員及び会員遺族の救護
- ・現役軍人や会員の葬式に列席

などがあり、この他にも桃山陵への参拝、災害地への寄付や救援活動を行ったりしています。

これらの運営費は、毎月徴集される会費や村内寄付金、尚武会からの補助金、貯金や債券の利子で賄われていました。



 乙訓村分会に備え付けられた帳簿類

(教育委員会所蔵)

分会の組織や活動は、村に残された分会関係の帳簿類を通じて知ることができます。

## 大正 15 年分会行事会員出席状況

行事名	四方拝 (1/1)	総会 (1/16)	紀元節 (2/11)	招魂祭 (2/11)	総会 (9/2)	天長節 (10/30)	御祈祷式 (12/14)	桃山参拝 (12/18)	遥拝式 (12/26)
出席	56	66	58	65	60	58	55	39	64
欠席	18	8	16	9	14	16	19	35	10
会員数	74	74	74	74	74	74	74	74	74
出席率	76%	89%	78%	88%	81%	78%	74%	53%	86%

教育委員会所蔵「会員出席簿」より作成



市域における徴兵令の施行状況や大正・昭和期の村と軍隊について、詳しくお知りになりたい方は、

『長岡京市史』資料編三、本文編二をご覧ください。

<展示史料>

- ・帝国在郷軍人会乙訓村分会規約
- ・乙訓村分会に備え付けられた帳簿類 など